

広島県告示第千百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和五年十月十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道呉環状線	呉市天応町字砂走り山二〇二五二番一地从先から 呉市天応町字砂走り山二〇二五七番一地从先まで	令和五年一〇月二日